損失の処理						
Ⅰ　当期未処理損失		1,376,333,985	1,322,707,830		2,752,678	2,701,794,493
当期総利益			1,801,316,214			1,801,316,214
当期総損失		1,376,333,985			2,752,678	1,379,086,663
前期繰越欠損金			3,124,024,044			3,124,024,044
Ⅱ　損失処理額		471,344,989			2,752,678	474,097,667
別途積立金取崩額		46,889,440				46,889,440
貸付資金積立金取崩額					130,934,896	130,934,896
積立金取崩額		424,455,549				424,455,549
積立金積立額					△　128,182,218	△　128,182,218
Ⅲ　次期繰越欠損金		904,988,996	1,322,707,830			2,227,696,826

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法により行っております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	６～50年
構　築　物	３～50年
機械装置	10～15年
医療器具機械	４～15年
車両運搬具	４～15年
工具器具備品	２～20年

⑵　無形固定資産

定額法により行っております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

２．賞与引当金の計上基準

職員に対する賞与の支給に充てるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度の負担となる額を計上しております。

３．退職給付に係る引当金の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理することとしております。

４．貸倒引当金の計上基準

財会省令第32条に基づき、貸付金及び未収入金の貸倒れによる損失に備えるため、主務大臣の定めにより医療経理及び宿泊経理に関しては残高の１／100を計上し、貸付経理に関しては残高の0.3／100を計上しております。

令和６年度決算においては、加入者貸付金の年度末残高18,465,726,421円の0.3／100＝55,397,179円、未収入金（医療経理及び宿泊経理の売上未収入金）の年度末残高のうち560,620,136円の１／100＝5,606,193円（小数点以下切捨て）、長期貸付金（医療経理の奨学金貸与）の年度末残高3,900,000円の１／100＝39,000円の合計額61,042,372円を貸倒引当金として計上しております。

なお、未収入金の年度末残高に対する貸倒引当金は、施設ごとに計上しているため、未収入金の合計に対する１／100とは異なります。

５．欠損金補てん積立金の計上基準

積立貯金事業の将来の欠損金の補てんに充てるため、会計規程第90条第１号に基づき、加入者貯金額の５／100に相当する金額の範囲内で計上しております。

令和６年度決算における加入者貯金額は1,242,528,301,194円となり、５／100に相当する金額は62,126,415,060円（小数点以下切上げ）となります。

令和６年度期首における欠損金補てん積立金53,891,766,084円に対する不足額は8,234,648,976円となるため、積立貯金事業の当期利益金1,218,871,150円を全額欠損金補てん積立金に積み増すこととなります。

６．貸付資金積立金の計上基準

貸付事業の資金に充てるため、会計規程第89条に基づき、当該事業年度以前３事業年度末日における平均貸付残高の10／100に相当する金額を計上しております。

令和６年度においては、令和４年度から令和６年度までの３事業年度末日における貸付残高の平均額（令和４年度20,652,027,385円、令和５年度19,594,162,618円、令和６年度18,465,726,421円、合計58,711,916,424円の１／３（平均）＝19,570,638,808円）の10／100に相当する額は1,957,063,881円（小数点以下切上げ）となります。

令和６年度期首における貸付資金積立金2,087,998,777円に対する余剰額は130,934,896円となるため、積立金に振り替えることとなります。

７．有価証券の評価基準及び評価方法

財会省令第31条に基づき取得価額で計上しております。

８．棚卸資産の評価基準及び評価方法

材料	先入先出法による原価法
販売品	先入先出法による原価法
事業用消耗品	先入先出法による原価法
その他	先入先出法による原価法

９．収益及び費用の計上基準

ア．医療事業に係る収益

医療事業に係る収益は、主に医療経理における患者収入であり、医療契約に基づいて医療行為を提供する義務を負っております。当該履行義務は、外来患者については医療行為を提供した時点において充足されることから、当該時点で収益を認識しております。一方、入院患者については入院期間に応じた医療行為を提供することから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

イ．宿泊事業に係る収益

宿泊事業に係る収益は、主に宿泊経理における施設収入であり、顧客との契約に基づいて、宿泊・婚礼・宴集会・食堂等のサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客にサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。